

平成21年度指定管理者監査(福祉園)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成21年10月28日(水)	指定管理者 (小茂根福祉園) 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会 (赤塚福祉園) 社会福祉法人 嬉泉 所管課 障がい者施設課

2 実施場所

監査委員室及び各施設
(小茂根福祉園・赤塚福祉園)

3 監査の範囲

【指定管理者】

平成20年度 施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

【所管課】

平成20年度 福祉園の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、実績報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

6 指導事項

- (1) 工賃支払要領に基づいた取扱いをすべきもの

板橋区立赤塚福祉園作業工賃支払要領によると、工賃は1か月分を取りまとめたうえで、翌月の10日までに支払うこととなっている。

しかし、月々の受注状況報告書によると、収入金額から、材料費等を差し引いた工賃全額を支払わず、一部を繰越としていた。工賃を利用者支払額と繰越額に分割して処理していたため、平成21年2月には工賃支払額が231,242円であったのに対し、繰越額が852,878円となっていた。

この繰越額を3月の在園者にまとめて支給していたが、年度途中退園者等に対する取扱いが、明確でなかった。

障がい者施設課は、工賃支払額を的確に把握し、授産施設利用者に対し工賃支払要領に則り、適正な時期に支払いがなされるよう指導監督されたい。

(障がい者施設課)

平成 21 年度指定管理者監査(郷土芸能伝承館)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 21 年 11 月 16 日(月)	指定管理者【三菱電機ビルテクノサービス 株式会社】 所管課【文化・国際交流課】

2 実施場所

監査委員室及び郷土芸能伝承館

3 監査の範囲

(1) 指定管理者

平成 20 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 所管課

平成 20 年度郷土芸能伝承館の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成21年度指定管理者監査(障がい者福祉センター)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成21年11月24日(火)	指定管理者 社会福祉法人 東京援護協会 所管課 障がい者施設課

2 実施場所

監査委員室及び障がい者福祉センター

3 監査の範囲

【指定管理者】

平成20年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

【所管課】

平成20年度障がい者福祉センターの指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 委託業務の履行確認は、実績報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成21年度指定管理者監査(図書館)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成21年12月10日(木)	指定管理者 丸善株式会社 (氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館) 所管課 中央図書館

2 実施場所 監査委員室及び各施設

- 3 監査の範囲
- (1) 指定管理者
平成20年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)
 - (2) 所管課
平成20年度図書館の指定管理者に対する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

- 4 監査の着眼点
- 【指定管理者】**
- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
 - (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
 - (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
 - (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。
- 【所管課】**
- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
 - (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
 - (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
 - (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 21 年度指定管理者監査(区営住宅)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 22 年 1 月 29 日(金)	指定管理者【東京都住宅供給公社】 所管課【住宅政策課】

2 実施場所 監査委員室

3 監査の範囲

(1) 指定管理者

平成 20 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 所管課

平成 20 年度区営住宅の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

① 施設管理業務の実施状況

② 施設の利用状況

③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。

② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

6 指導事項

基本協定書の見直しを含め、改善を図るべきもの

区営住宅の指定管理については、板橋区営住宅等の管理運営に関する基本協定書に基づいて実施されている。

今回、指定管理者監査を実施したところ、基本協定書に掲げる事業計画書及び収支状況の報告について、下記の問題点があった。

- (1) 住宅政策課は、基本協定書に指定管理開始年度の事業計画書についての記載がなかったため、指定管理者に当該年度の事業計画の提出を求めず、プロポーザル申請時に、指定管理者から提出された計画書を以って事業計画書としていた。この計画書には、事業の実施時期や実施回数など具体的な記載がなかった。

住宅政策課は、指定管理者に対し具体的な内容を記載した事業計画書の提出を求め、管理業務が事業計画に基づいて適正に行われているか充分留意し、履行確認をされたい。

- (2) 基本協定書第 8 条によれば、指定管理者は、本件指定管理業務の履行に係る経理事務を行うにあたっては、管理業務に係る経理の状況を明らかにすることとしている。

しかし、入居者管理経費については、指定管理者による関係書類の提示や十分な説明がなかった。また、住宅政策課は、入居者管理経費の状況を十分に把握しているとは認め難い。

住宅政策課は、指定管理者からの収支報告が実績に基づいたものであるか精査するとともに、今後は、基本協定書に則った経理状況の取扱いになるよう指導されたい。

(住宅政策課)

平成21年度指定管理者監査（企業活性化センター）結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成22年2月8日(月)	指定管理者 板橋区起業支援フォーラム有限責任事業組合 所管課 産業活性化推進室

2 実施場所 監査委員室及び施設

3 監査の範囲 (1) 指定管理者

平成20年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 所管課

平成20年度企業活性化センターの指定管理者に関する財務
事務(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点 【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。